

調剤薬局のアザレアネット参加に関するガイドライン

調剤薬局におけるアザレアネット参加に関しては、『くるめ診療情報ネットワーク運用規則』、『ID-LINK利用約款』を踏まえるとともに、以下の事項を遵守すること。

＜ 0 共通 ＞

調剤薬局は、連携希望先の施設がアザレアネットを活用した診療情報の閲覧を承諾した場合に限り、アザレアネットに参加することができる。

ただし、閲覧者は薬剤師に限るものとする。

＜ 1 調剤薬局 ＞

- (1) アザレアネットを活用した診療情報の閲覧を希望する場合、連携希望先の施設に対して申出を行い、当該施設からの承諾を得ること。
- (2) 連携希望先の施設が求める場合は、事業計画書等を作成し、提出すること。
- (3) 診療情報を閲覧する職員は、薬剤師とすること。
- (4) 閲覧が許可された場合、閲覧する薬剤師ごとに ID、パスワードを取得すること。
- (5) 連携希望先の施設からアザレアネットの利用状況について報告を求められた場合、速やかに対応すること。

＜ 2 連携希望先の施設 ＞

- (1) 調剤薬局におけるアザレアネットを活用した診療情報の閲覧に関する連携の可否や診療情報の開示範囲について、自ら決定できる。
- (2) 調剤薬局よりアザレアネットによる診療情報の閲覧に関する申出があった場合、速やかにヒアリングを行い、その可否の判断を行うこと。
- (3) 複数の調剤薬局からの申出があった場合、その判断においては公平性を保つこと。
- (4) 調剤薬局に対して、アザレアネットの活用状況に関し、定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- (5) 調剤薬局が前条の指示に従わないとき、その他調剤薬局の責めに帰すべき事由によりアザレアネットの利用を継続することができないと認めるときは、利用に関する承諾を取り消すことができる。